

6-5.研究倫理教育

本学では、研究活動上の不正行為を防止するため、研究者（学生含む）に求められる倫理規範等の修得に向け、研究倫理に関する e-learning 教材の受講を全ての学生に義務づけています。

また、研究費を受け取る場合や、RA 等で外部研究資金等を使用する場合は、コンプライアンス教育が義務づけられており、大学が提供する説明会等の受講（義務）及び e-learning 教材の研究費コンプライアンス教育部分の受講（推奨）が必要となります。

e-learning 教材の受講等に関しては、別途お知らせします。